

保安林事務取扱に係る県の標準処理期間について

根拠条項	許認可等の種類	標準処理期間	
森林法第34条第3項及び第4項	保安林内の立木の伐採許可(面積又は数量を縮減しての許可を含む)	15日	
森林法第34条第5項	保安林内の立竹の伐採, 土地の形質の変更等の許可	17日	
森林法第44条で準用する法第34条第3, 4項	保安施設地区内の立木の伐採許可(面積又は数量を縮減しての許可を含む)	15日	
森林法第44条で準用する法第34条第5項	保安施設地区内の立竹の伐採, 土地の形質の変更等の許可	17日	
森林法第25条第2項	大臣権限に属する保安林の指定	申請書の受付から大臣への進達まで	60日
		予定通知の受け取りから予定告示まで	14日
森林法第26条第1項及び第2項	大臣権限に属する保安林の指定の解除	申請書の受付から大臣への進達まで	60日
		予定通知の受け取りから予定告示まで	14日
森林法第25条の2第1項及び第2項	知事権限に属する保安林の指定	申請書の受付から予定告示まで	90日
森林法第26条の2第1項及び第2項	知事権限に属する保安林の指定の解除	申請書の受付から予定告示まで	90日

※標準処理期間には, 書類を補正するための期間を除く。